

証券コード 9225
2022年12月6日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門4丁目1番40号
ブリッジコンサルティンググループ株式会社
代表取締役 宮 崎 良 一

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年12月20日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年12月21日（水曜日）午後3時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門4丁目1番40号江戸見坂森ビル7階
ブリッジコンサルティンググループ株式会社 本社会議室
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第11期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決 議 事 項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の
件
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://bridge-group.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

(新 設)	(株主総会資料の電子提供措置) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
(新 設)	(附則) 第43条 2022年9月1日（以下「施行日」という）から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。 2 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（2名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、ガバナンス強化のため、1名増員し取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 する 当社の株式数
1	宮 崎 良 一 (1983年1月23日生)	2006年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年10月 当社代表取締役（現任） 2016年1月 株式会社Casa 監査役（現任） 現在に至る	438,000株
	【選任理由】 宮崎良一氏は業界に対する豊富な経験と見識に基づき、当社代表取締役として強いリーダーシップを発揮して経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、今後も当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割の遂行が期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。		
2	徳 永 康 雄 (1980年6月24日生)	2003年4月 日本アジア投資株式会社入社 2011年12月 JAIC・キャピタル・パートナーズ株式会社 取締役 2013年12月 WMパートナーズ株式会社取締役社長 2018年7月 WMパートナーズ株式会社代表取締役社長（現任） 2021年12月 当社取締役（現任） 現在に至る	一株
	【選任理由及び期待される役割の概要】 徳永康雄氏は他社での企業経営者として培った経験と高い見識を有していることから、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただくことにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に寄与することを期待できるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	【新任】 伊 東 心 (1985年8月17日生)	2006年12月 新日本監査法人（現EY新日本 有限責任監査法人） 入所 2017年1月 当社入社 2021年4月 執行役員 コーポレート戦略部 部長（現任） 現在に至る	25,200株
	【選任理由】 伊東心氏は2017年入社以降、IPO支援事業部やコーポレート戦略部などで当社の事業戦略において重要な経営判断および意思決定を適切に行ってまいりました。現在は執行役員コーポレート戦略部長として当社の事業戦略、コーポレート・ガバナンスの更なる推進・強化が期待できることから取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 徳永康雄氏は、会社法に定める社外取締役の候補者であります。
3. 徳永康雄氏は、現在当社の社外取締役であります、その在任期間は本総会終結の時を持って1年となります。
4. 当社は、徳永康雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者のその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害などの場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2021年12月15日開催の第10回定時株主総会において、年額3,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬額を年額5,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改めさせていただきますと存じます。

本議案に係る報酬額は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責等に照らして相当であると判断しております。

また、本議案は第2号議案が承認されることを、効力発生の条件といたします。

第4号議案 監査等委員である取締役の報酬額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2021年12月15日開催の第10回定時株主総会において、年額1,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査委員等である取締役の報酬額を年額2,000万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と改めさせていただきますと存じます。

本議案に係る報酬額は、監査等委員である取締役の職責等に照らして相当であると判断しております。

以 上

(提供書面)

事業報告

(2021年10月 1日から
2022年 9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言の解除後は段階的な経済活動の再開により一時的な景気回復の兆しも見られるものの、断続的な感染再拡大により新型コロナウイルス感染症の収束時期は見通せず、ウクライナ情勢による地政学的リスクに伴うエネルギー価格上昇や米国金融政策動向の世界経済への影響、生活必需品の値上げなど経済活動の動向は極めて不透明な状況が継続しております。

また、高度化・複雑化が増すビジネス環境下において、企業の経営課題は年々増える一方、企業を支える労働力の面では、少子高齢化という社会問題も相まって働き手が不足している状況です。生産年齢人口は減少する一方で、働き方の多様化が進み外部人材の活用が増加しております。

このように、コロナ禍による経済悪化による企業の人件費削減の流れや、働き方の多様化を背景にプロフェッショナル業務のアウトソーシング化が拡大しております。

このような状況の中、当社は「幸せの懸け橋に～1人でも多くの人を幸せに導く～」という企業理念のもと、経営管理ナレッジシェアを軸とした「経営管理コンサルティングサービス」、「プロフェッショナル人材の紹介」等、公認会計士人材の経験・知見をデータベース化・最適配分を通じて、経営管理の課題解決を支援するプロシエリング事業及び付帯関連事業を拡大しております。

当社が運営する公認会計士等(※)のためのワーキングプラットフォーム「会計士. job」では登録者数が3,500名を超え、東京証券取引所の市場再編への対応や急速に変化する事業環境への対応を背景に成長を志向する企業へのご支援を拡大しております。

各企業とともに慢性的な人材不足の状況であり、上場準備を進めるにあたり管理体制整備のノウハウやリソース不足に陥りやすく、IPO支援、リス

クマネジメントサービスを中心に当社の提供する各サービスへの問合せが増加し、支援社数も増加しております。

当事業年度は知名度及び社会的信用力の向上を目的として5月30日にTOKYO PRO Marketへ上場いたしました。各サービスへの問合せ対応や将来的な事業拡大のため採用の強化を進めております。その他、決算開示の業務支援に特化したサービスサイト「決算開示ラボ」のリリースや内部監査DXツールとして内部監査支援システム「Riscare」の開発を行い、「プロフェッショナルリソース」との掛け合わせによりあらゆるフェーズの課題を解決できるサービスの開発を進めております。「Riscare」については8月にバックオフィスDXPOへの出展を行い、市場のニーズヒアリングを行うなどサービスの開発を加速しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,270,624千円（前事業年度比31.0%増）、営業利益は96,092千円（同4.5%減）、経常利益は95,708千円（同6.1%減）、当期純利益は64,627千円（同2.7%減）となりました。

なお、当社はプロシエアリング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

※ 公認会計士等：公認会計士（試験合格者含む）や米国公認会計士（試験合格者含む）他

② 資金調達の状況

当社は、事業投資の資金とするため、2021年11月30日付及び2021年12月21日付で第三者割当増資（発行株式数425株、払込価額1株につき400,000円）を実施しました。なお、当社は2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。

③ 設備投資の状況

当事業年度において総額17,701千円の設備投資を実施しました。設備投資の主なもの、本社移転に伴う本社オフィスの内装・設備工事であります。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2019年9月期)	第 9 期 (2020年9月期)	第 10 期 (2021年9月期)	第 11 期 (当事業年度) (2022年9月期)
売 上 高 (千円)	525,575	657,095	970,270	1,270,624
経 常 利 益 (千円)	66,831	16,369	101,902	95,708
当 期 純 利 益 (千円)	56,746	10,904	66,426	64,627
1株当たり当期純利益 (円)	36.67	6.98	41.09	37.62
総 資 産 (千円)	315,643	563,520	702,304	869,819
純 資 産 (千円)	219,521	320,835	387,262	621,889
1株当たり純資産 (円)	141.86	80.68	121.77	356.02

- 注 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益又は当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づいて算出しております。
4. 2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(3) 対処すべき課題

対処すべき課題としては、以下の4点がございます。

①受注の安定性及び継続性の更なる向上

プロフェッショナル業務のアウトソーシング化は現状拡大傾向にあるものの、景気の悪化や働き方の変化に伴う、経営管理市場の縮小による受注減のリスクが想定されます。安定的かつ継続的な受注活動が実現できるよう、セールスパートナー先の増加並びにサービスWEBメディアの強化を図ってまいります。また、相乗効果のある企業とのアライアンスを含めた関係強化も進めてまいります。

②コンサルタントの採用

より優良なサービスを提供するため、優秀なコンサルタントの確保がサービスの質及び量の担保には不可欠となります。このため、安定的に事業を拡大していくため、引き続き、積極的に優秀なコンサルタントの採用を進めてまいります。

③サービス提供の品質担保

高品質なサービスが提供できない場合、案件継続率の低下に繋がるリスクがあります。サービスのパッケージ化及びマニュアル化を進め、品質担保を図ると同時に、優秀な人材確保に向けて積極的に投資を実施してまいります。

④サービス提供人員の確保及び稼働率の上昇

会計人員の労働市場の変化によって人員の確保が不安定になるリスクがあります。当社の重要資産である「会計士. job」の登録者数・稼働パートナー会計士人員数は、当社サービスの安定性、品質性の担保に大きく影響するため、引き続き、「会計士. job」の安定的な運営を進めてまいります。

(4) 主要な事業内容（2022年9月30日現在）

当社は1. 会社の現況 (1) 当事業年度の事業の状況 ① 事業の経過及び成果に記載の通り、「プロシエアリング事業」の単一セグメントであります。

(5) 主要な営業所及び工場（2022年9月30日現在）

- ① 東京本社 東京都港区
- ② 関西事務所 大阪府大阪市
- ③ 名古屋事務所 愛知県名古屋市
- ④ 広島事務所 広島県広島市

(6) 使用人の状況（2022年9月30日現在）

使用人数 49名
前事業年度末比増減 19名増

(7) 主要な借入先の状況（2022年9月30日現在）

借 入 先	借 入 額
楽 天 銀 行 株 式 会 社	35,488千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	27,060千円

(8) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はございません。

2. 株式の状況（2022年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 6,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,766,400株

(3) 株主数 21名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
宮崎良一	438千株	25.11%
GOOD ONE PARTNERS合同会社	399千株	22.91%
WMグロース4号投資事業有限責任組合	323千株	18.56%
株式会社プロネクス	172千株	9.89%
パーソルテンブススタッフ株式会社	69千株	3.99%
田中智行	33千株	1.89%
稲岡賢	33千株	1.89%
伊東心	25千株	1.44%
フリー株式会社	23千株	1.32%
株式会社日本M&Aセンター	23千株	1.32%
ギークス株式会社	23千株	1.32%

(注) 1. 当社は、自己株式を22千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

回次	行使期間	個数 (個)	新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)	保有者数 (名)	発行価額 (円)	行使価額 (円)
第1回新株予約権 2018年1月5日	2020年1月6日 ～ 2027年12月5日	6	普通株式 1,800	1	-	67
第3回新株予約権 2019年12月19日	2021年12月20日 ～ 2029年11月19日	550	普通株式 165,000	1	1,658	250
第5回新株予約権 2020年9月29日	2022年9月30日 ～ 2030年8月29日	203	普通株式 60,900	4	-	250

・新株予約権の主な行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当会社の取締役、監査役又は従業員たる地位を保有していることとしております。ただし、取締役会の承認を得た場合はこの限りではございません。

(注) 2022年3月7日付で普通株式1株につき300株の株式分割を行っております。これにより「行使価額」及び「新株予約権の目的となる株式の数」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2022年9月30日現在）

会社における地位	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	宮 崎 良 一	
取 締 役	徳 永 康 雄	WMパートナーズ株式会社代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	大 友 潤	シェアフル株式会社代表取締役社長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 琴 江	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	土 谷 祐 三 郎	Retty株式会社執行役員

- (注) 1. 取締役徳永康雄、取締役(監査等委員)大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎は、社外取締役であります。
2. 当社は、2021年12月15日付で、監査等委員会設置会社に移行いたしました。この移行に伴い山田琴江は、任期満了により監査役を退任し、同日付で取締役(監査等委員)に就任いたしました。
3. 大友潤及び土谷祐三郎は、2021年12月15日付で、任期満了により取締役を退任し、同日付で取締役(監査等委員)に就任いたしました。
4. 2021年12月15日開催の第10回定時株主総会において、徳永康雄は新たに取締役に選任され就任いたしました。
5. 取締役(監査等委員)山田琴江及び土谷祐三郎は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役(監査等委員)は、フルタイムには達しないものの相当程度の時間を職務に割いており、監査等委員である取締役としての職務を遂行しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役徳永康雄、大友潤、山田琴江及び土谷祐三郎との間で、会社法427条第1項の規定に基づき、同法425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約をそれぞれ締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契

約により補填することとしており、被保険者の保険料を当社が全額負担しております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年12月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

1) 基本方針

当社取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上に資することを目的とし、各人の職責、在任年数、業績貢献及び当社の業績等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。なお、社外取締役の報酬は、職務の独立性を勘案して、金銭による固定報酬のみとする。

2) 個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役（監査等委員であるものを除く。）の基本報酬は、基本方針を踏まえた金銭による月例の固定報酬とし、他社水準、従業員の給与水準等を総合的に勘案して決定する。また賞与について、当社の単年度の業績等に応じて一定時期に支給することがあるものとする。

3) 固定報酬及び業績連動報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

現在、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬等は、月例の固定報酬及び賞与ではあるが、今後の当社の事業拡大及び成長フェーズを鑑み、業績連動報酬及び非金銭報酬の導入を検討する。

4) 個人別の報酬等の内容に関する決定

個人別の報酬額については、取締役会決議による。当該報酬額案の妥当性については、社外取締役の助言を得たうえで、当該報酬案を取締役会に上程するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基 本 報 酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	16,640	16,640	—	—	1
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社 外 役 員	7,200	7,200	—	—	2

（注） 1. 当社は2021年12月15日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 取締役徳永康雄は、WMパートナーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。WMパートナーズ株式会社は、当社とは特別な利害関係はありません。
 - ・ 取締役（監査等委員）大友潤は、シェアフル株式会社の代表取締役を兼務しております。シェアフル株式会社は、当社とは特別な利害関係はありません。
 - ・ 取締役土谷祐三郎（監査等委員）は、Retty株式会社の執行役員を兼務しております。Retty株式会社は、当社とは特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	徳 永 康 雄	2021年12月15日就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	大 友 潤	当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会及び監査等委員会において、他社で長年経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき経営全般の観点から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 田 琴 江	当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経営管理システム及び内部監査について適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	土谷祐三郎	当事業年度に開催された取締役会16回の全て及び監査等委員会10回の全てに出席いたしました。 出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。 また、監査等委員会において、当社の経営管理システム及び内部監査について適宜発言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。
2. 取締役（監査等委員）山田琴江は、監査等委員会設置会社移行前に開催された取締役会には、社外監査役として出席しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はございません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は2021年12月15日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。当社は、この方針に基づいて業務の適正を確保するための体制を整備・運用しております。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社は、複数の社外取締役の選任を通じて、経営に対する取締役会の監督機能を強化し、経営判断の透明性、公正性を確保する。取締役会は、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に則して重要事項を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - b 当社は、健全な事業活動を推進するための組織としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、審議・報告した内容のうち重要と判断したものは取締役会に報告する。
 - c 当社の内部監査が実効的に行われることを確保するための体制を規定に定め、高い専門性及び倫理観を有する監査担当者による監査を実施する。
 - d 当社は、法令違反、社内規程違反等、企業倫理に関する相談窓口を社内及び社外に設置し、法令遵守の徹底及び倫理観の醸成・向上を図る。
 - e リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を開催し、当社における企業倫理に対する取り組みを推進する。
 - f 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力・団体とは一切の関係を持たず、いかなる利益供与も行わない。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a 取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
 - b 適正な情報利用及び管理を目的とした情報セキュリティ体制を構築する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社の危機管理等、リスクマネジメントに関する基本的事項を決定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会にて事業活動を取り巻く様々なリスクの評価・見直しを図り、適宜対策を講じる。

- b 当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会より報告される重要リスクへの対策、危機管理等について、その運用が有効に行われているかを取締役会にて監督する。
 - c 当社は、危機が発生した場合に危機対策本部等を設置する等、迅速かつ適切な対応を行い、被害最小化を図るとともに、当社は社外への適時適切な発信を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 取締役会規程、情報システム管理規程等の情報管理に関する社内規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適正に保存及び管理する。
 - b 組織、職制、指揮命令系統及び業務分掌を定めた組織規程、業務分掌規程並びに決裁制度の運用に関する基本的事項を定めた決裁権限規程に基づき、職務執行上の責任体制を確立することにより、経営環境の変化に対応した職務の効率的な執行を図る。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - a 当社は、監査等委員会の職務を補助し、職務執行を支援するためのスタッフを選任する。
 - b 当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人選、異動、処遇の変更においては監査等委員会の同意を得ることとする。
 - c 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属するものとする。
- ⑥ 監査等委員会への報告に関する体制
 - a 当社の取締役・使用人等は、法定事項のほか当社の経営・業績に影響を及ぼす重要な事項や内部監査の活動概要を監査等委員会に適時報告する。
 - b 内部通報制度による通報状況及びその内容を遅滞なく監査等委員会に報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう対応する。
 - c 当社の取締役・使用人等は、監査等委員会から業務執行に関する事項及びその他重要な事項について報告を求められたときは、速やかにかつ適正に対応する。
- ⑦ 上記⑥の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役・使用人等が、監査等委員に報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けないこととし、適正に対応する。

- ⑧ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - a 監査等委員会の職務の執行上必要と認められる費用について予算化し、その前払い等の請求があるときは当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じることとする。
 - b 監査等委員による緊急又は臨時に支出した費用については、事後の償還請求に応じる
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a 監査等委員会が決定した監査基準及び監査実施計画を尊重し、円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。
 - b 監査等委員会と社長との意見交換を適宜実施し、監査が実効的に行われるための連携を保つよう努める。
 - c 当社の監査担当者・会計監査人は、監査等委員会と十分な連携を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、企業が永続的に存立していくには、コンプライアンスの徹底が必要かつ不可欠であると認識しており、コンプライアンスの実践を経営の最重要課題の一つとし、その取り組みの実効性の維持向上に努めることを、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」で制定しております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、代表取締役を委員長とするリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し協議のうえ、各部門に対しコンプライアンス上必要な措置を指示しております。また、事業運営につき疑問・問題点が生じた場合や新規事業を始める際には、顧問弁護士事務所と連携し、法令上の問題点の早期把握と解決に努めております。さらに、事

業に関連する法令等の改廃動向については、常に情報収集を行っております。

② リスクマネジメントに関する取組みの状況

当社は、経営上起こり得る種々のリスクに対処するため、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を制定し、全社的なリスク管理を行っております。「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を四半期に1回開催し、リスクのモニタリング及びモニタリング結果に基づく対応策等につき協議・検討し、リスクのモニタリング、評価、分析結果は協議・決定事項、進捗状況については必要に応じて取締役会に報告しております。

③ 職務執行の適正性及び効率的に行われていることに関する取組みの状況

当社の取締役会は、5名（2名の監査等委員でない取締役（うち社外取締役1名）及び3名の監査等委員である取締役（うち社外取締役3名））で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

また、代表取締役、監査等委員及び執行役員で構成する経営会議を、原則として月1回開催しております。職務権限上の決裁を行うことに加え、各部門の業績報告等、業務執行に関する情報を共有するとともに、会社としての課題及び解決について認識を共有することで業務執行の迅速化を図っております。

④ 監査等委員会の監査の実効性を確保するための取組みの状況

当社の監査等委員会は原則として取締役会の開催に合わせて毎月1回監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を適宜開催して監査内容の共有を図るとともに、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な会合等を通じて緊密な連携を図ることにより、監査に必要な情報を収集しております。また、監査等委員は取締役会及び

経営会議等に参加し、取締役の職務執行を監督するとともに、適宜必要な意見を述べております。さらには、監査等委員会は代表取締役との定期的な意見交換の機会を持ち、監査を通じて気付いた問題点について報告すると同時に、代表取締役からは、定例的に経営方針、最近の経営上の課題、問題点及び所信等をヒアリングすることにより、当社の適正な成長に資するべく、意見交換を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点では、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきましては、特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2022年 9 月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	821,164	流 動 負 債	209,010
現 金 及 び 預 金	653,951	買 掛 金	55,504
売 掛 金	152,230	1年内返済予定長期入金	23,628
前 渡 金	585	未 払 金	11,190
前 払 費 用	10,043	未 払 費 用	34,101
そ の 他	5,782	未 払 法 人 税 等	3,279
貸 倒 引 当 金	△1,430	前 受 金	53
		預 り 金	15,974
		賞 与 引 当 金	46,311
		役 員 賞 与 引 当 金	2,000
		そ の 他	16,965
		固 定 負 債	38,920
		長 期 借 入 金	38,920
		負債合計	247,930
固 定 資 産	48,655	(純 資 産 の 部)	
有 形 固 定 資 産	11,818	株 主 資 本	620,977
建 物	11,639	資 本 金	100,000
工 具、器 具 及 び 備 品	179	資 本 剰 余 金	264,489
投 資 そ の 他 資 産	36,837	資 本 準 備 金	264,489
投 資 有 価 証 券	1,153	利 益 剰 余 金	256,709
繰 延 税 金 資 産	18,917	そ の 他 利 益 剰 余 金	256,709
敷	16,765	繰 越 利 益 剰 余 金	256,709
		自 己 株 式	△222
		新 株 予 約 権	911
		純資産合計	621,889
資産合計	869,819	負債純資産合計	869,819

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,270,624
売 上 原 価	583,865
売 上 総 利 益	686,758
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	590,665
営 業 利 益	96,092
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	5
受 取 利 子 補 給	74
資 産 除 去 債 務 戻 入 益	65
雑 収 入	12
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	511
そ の 他	31
経 常 利 益	95,708
税 引 前 当 期 純 利 益	95,708
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	29,733
法 人 税 等 調 整 額	1,348
当 期 純 利 益	64,627

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年10月1日から
2022年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己 株式	株主 資本 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計				
2021年10月1日残高	99,750	94,739	94,739	192,082	192,082	△222	386,350	911	387,262
事業年度中の変動額									
新 株 の 発 行	85,000	85,000	85,000		-		170,000		170,000
減 資	△84,750	84,750	84,750		-		-		-
当 期 純 利 益				64,627	64,627		64,627		64,627
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								-	-
事業年度中の変動額合計	250	169,750	169,750	64,627	64,627	-	234,627	-	234,627
2022年9月30日残高	100,000	264,489	264,489	256,709	256,709	△222	620,977	911	621,889

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年11月15日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社

取締役会 御中

PwC京都監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 齋 藤 勝 彦
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 山 本 剛
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブリッジコンサルティンググループ株式会社の2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年10月1日から2022年9月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制担当者等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年11月15日

ブリッジコンサルティンググループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 山田 琴江 印

監査等委員 大友 潤 印

監査等委員 土谷 祐三郎 印

メ 毛

[illegible]